

控 訴 状

〔収入〕
〔印紙〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日①

大阪高等裁判所 御中②

控訴人 大 津 太 郎 印③

〒520-〇〇〇〇 滋賀県大津市〇町〇号④ (送達場所) ⑤

控訴人 大 津 太 郎⑥

電 話 077-111-〇〇〇〇⑦

F A X 077-112-〇〇〇〇⑧

〒525-〇〇〇〇 滋賀県草津市〇町〇号⑨

被控訴人 株式会社△△⑩

代表者代表取締役 大津花子

貸金請求控訴事件⑪

訴訟物の価格 2,000,000円⑫

貼用印紙額 22,500円⑬

上記当事者間の大津地方裁判所令和〇〇年(ワ)第〇〇〇号貸金請求事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日言い渡された判決は $\left\{ \begin{array}{l} \input checked="" type="checkbox"/>全部 \\ \input type="checkbox"/>一部 \end{array} \right\}$ 不服であるから、
控訴を提起する。⑭

第1 原判決の表示⑮

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨⑯

- 1

<input checked="" type="checkbox"/> 原判決	}	を取り消す。
<input type="checkbox"/> 原判決中、控訴人の敗訴部分		
- 2

<input type="checkbox"/> 被控訴人の請求を棄却する。	}	を取り消す。
<input checked="" type="checkbox"/> 被控訴人は、控訴人に対し、金200万円及びこれに対する令和6年3月1日 日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。		
- 3 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。
との判決 (及び仮執行の宣言) を求める。

第3 控訴の理由⑰

追って理由書を提出する。

附 属 書 類⑱

- 1 登記事項証明書 (商業登記簿謄本)

※ ただし、□にレ点を付したものを。

- ① 控訴状の作成年月日を記載してください。
- ② 宛名は管轄を有する控訴審を担当する裁判所を記載します。第一審が大津地方裁判所であった場合は、大阪高等裁判所が宛名となります。もともと、控訴状は第一審裁判所に提出しなければならないので注意してください。
- ③ 控訴状の作成者の欄です。あなた（控訴人）の氏名を記載し、その横に認印を押してください。会社の場合は、会社名、代表者の資格（代表者代表取締役など）及び代表者の氏名を記載し、会社の代表者印を押してください。
- ④ あなた（控訴人）の住所（会社の場合は、会社の所在地）を記載してください。
- ⑤ 「送達場所」とは、裁判所からあなた（控訴人）に書類を送る場合にどこに宛てて送ってほしいか、あなた（控訴人）が希望する宛先のことです。④で書いた住所と同じ場所であれば、本例のように④の住所の後ろに続けて「（送達場所）」と記載してください。④で書いた住所と異なる場所を送達場所とする場合は、④の下に送達場所として希望する住所を併記した上、その場所と原告との関係も記載してください（例：「（送達場所）大津市△町△号 株式会社〇〇（勤務先）」）。
- ⑥ あなた（控訴人）の氏名（会社の場合は、会社名、代表者の資格及び代表者の氏名）を記載してください。
- ⑦ あなた（控訴人）の平日の日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
- ⑧ ファクシミリがある場合はあなた（控訴人）のFAX番号を記載してください。
- ⑨ 相手方（被控訴人）の住所（会社の場合は、会社の所在地）を記載してください。
- ⑩ 相手方（被控訴人）の氏名（会社の場合は、会社名、代表者の資格及び代表者の氏名）を記載してください。相手方（被控訴人）が複数の場合は、同じ要領で続けて記載してください。
- ⑪ 事件名（例えば、損害賠償請求控訴事件、請負代金請求控訴事件等）を記載してください。
- ⑫ 訴額と言われるもので、あなた（控訴人）が、この訴えで主張する利益額です。分からない場合は窓口で確認してください。

⑬ 控訴を提起するのに必要な手数料(収入印紙)の額です。⑫の訴額に応じて変わってきますので、分からない場合は窓口で確認してください。

⑭ 第一審判決及びその判決に対して控訴をする旨を記載します。第一審裁判所名(判決をした裁判所)、事件番号、事件名、判決言渡年月日を記載し、不服の範囲(判決の全部を不服として控訴するのか、一部を不服として控訴するのか)にチェックを入れてください。

⑮ 第一審判決(原判決)の主文を表示してください。

⑯ あなた(控訴人)が、その訴えでいかなる請求をするのかの結論部分を表示するもので、あなた(控訴人)が勝訴した場合の判決の主文に対応するものです。

1 どちらかの□にチェックを入れてください。全部を不服として控訴する場合は、「原判決」を、一部を不服として控訴する場合は、「原判決中、控訴人の敗訴部分」を選択する場合があります。

2 どちらかの□にチェックを入れてください。下の□にチェックを入れた場合は、本例のように続きに控訴審で求める請求を書いてください。

3 「訴訟費用」とは、申立手数料や裁判所を通じて相手方(被控訴人)等に送った書類の郵便料金等です。

この事件の判決が確定する前に判決の内容に基づいて強制執行をしたいときには、「及び仮執行の宣言」の□にチェックを入れてください。

⑰ どのような理由で相手方(被控訴人)に対して⑯控訴の趣旨記載の判決を求めるのかを簡単に分かりやすく書いてください。理由書の提出は後日でも構いませんが、控訴状の提出から50日以内に提出しなければならないと定められているので注意してください。

⑱ 附属書類の記載です。本例では、登記事項証明書を添付しています。当事者(控訴人又は被控訴人)が会社の場合は、3か月以内の商業・法人登記事項証明書(現在事項全部証明書等)の添付をお願いします。ただし、3か月以内に登記事項に変更があった場合は最新のを添付してください。

※作成上の注意点※

- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで作成してください。
- ・できるだけA4の用紙で、横書きにしてください。
- ・用紙の左側には3cmほどの余白を空けてください。
- ・訂正箇所がある場合は訂正印を押してください。
- ・提出する控訴状については、被控訴人の分についても裁判所用の訴状と同様に印鑑を押してください。また、提出する訴状の他に自身の控えとして手元にも写しを残しておいてください。
- ・複数ページにわたる場合は、ページ数を入れるか、それぞれの紙に契印を押してください。
- ・収入印紙（手数料）と郵便費用が必要になりますが、請求内容や当事者数によりそれぞれ異なりますので、金額については窓口で確認してください。大津地方裁判所のホームページ内にも一覧表を掲載していますので参照してください。

※提出の際の注意点※

- ・控訴期間は、判決書又は民訴法254条2項の調書の送達を受けた日から2週間の不変期間です。控訴状はこの控訴期間内に**第一審裁判所に必着**する必要があります。
- ・控訴の理由書の提出は後日でも構いませんが、**控訴状の提出から50日以内**に提出しなければならないと定められているので注意してください。